【報告3】

首里城復旧・復興推進本部会議及び同ワーキンググループの設置要綱改正



設置要綱の改正

令和4年度における、正殿復元工事着工、首里城復興課新設、首里城未来基金創設等の<mark>首里城</mark> 復興が本格化する新たなステージ移行とあわせ、下記のとおり設置要綱を改正する。

令和3年度

首里城復旧・復興推進本部

体制:知事、両副知事、政策調整監、関係部局長

庶務:特命推進課(主)、都市公園課(副)

令和4年度

首里城復興推進本部

※ステージ移行に伴う名称変更

体制:知事、両副知事、政策調整監、関係部局長

庶務:首里城復興課

※組織改編による改正

首里城復旧・復興ワーキンググループ

体制: (主)特命推進課長 (副)都市公園課長

関係課長(10課体制)

※テーマに応じて関係する課を招集

庶務:<u>特命推進課</u>

首里城復興ワーキンググループ

体制: (主) 土木建築部参事(首里城復興担当)

<u>(副)首里城復興課長</u> 関係課長

※テーマに応じて関係する課を招集

庶務:首里城復興課

※組織改編による改正

<u>検討グループ(7グループ)</u>

- ●防災対策検討グループ ●文化財等検討グループ
- ●歴史まちづくり検討グループ ●琉球文化継承・振興検討グループ
- ●復旧推進検討グループ ●復興財源検討グループ
- ●誘客対策検討グループ

※削除

7つの課題検討グループではなく、推進すべき 施策(人材育成等)に応じて柔軟に対応可能な 体制とする

2

本部会議設置要綱

首里城復四、復興推進本部設置要網。

(目的) ...

第1条 「首単城復興基本方針」(令和2年4月23日沖縄県策定)に基づき、首里城の復 四・復興に向けた積極的な取り組みを全庁的に進めるため、首里城長四・復興推進本部(以 下「推進本部」という。)を設置する。 エ

(組織) ...

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。 :

- 2 本部長は、知事をもって充てる。 ::
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。この 場合において副本部長が職務を代理する順序は、次に掲げるとおりとする。。
- (1) 知事公室土本建築部に関する事項を担任する副知事。
- (2) 前号に掲げる副知事以外の副知事 ::
- 4 本部員は、別表に拠げる者をもって充てる。 ::
- 5 本部長は、推進本部の事務を実施するため、ワーキンググループ及び検討グループを置 くことができる。」

(所拿事務)。

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。 」

- 首里城復旧・復興基本計画等の策定に関すること。
- (2) 施策の方針決定及び情報共有に関すること。 :
- (3) その他対策を実施するため必要な事項に関すること。 :

(推進本意会語):

- 第4条 推進本部は、施策の方針決定又は情報共有を行うため、推進本部会議(以下「本部 会議」という。)を開催することができる。 エ
- 2 本部会議は、本部長が招集する。 :
- 3 本部会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催することができる。」
- 4 本部長は、本部員のほか、必要があると認める者の出版を求めることができる。 :

(庶 務) ...

第5条 推進本部の庶務は、土木建築部首集城復興課知事公室特命推進課(主)及び土木建 毎部部市公園課(副)において処理する。 □

(委 任) 。

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別 に定める。。

附則。

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。。

附 則 。

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附則。

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表(第2条関係)。

政策調整監。

知事公室長

総務部長

企画部長 。

子ども生活福祉部長。

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

土木建築部長

教育長 4

ワーキンググループ設置要綱

首里城復田・復興ワーキンググループ設置要綱。

(目的)。

第1条 首里城の<mark>後日・</mark>復興に向けた諸課題及び対応を検討するため、首里城<mark>後日・</mark>復興推進本部(以下「推進本部」という。)設置要綱第6条に基づき、「首里城<mark>後日・</mark>復興ワーキンググループ(以下「<mark>後日・</mark>復興 WG」という。)」を設置する。。

(事務)。

第2条 復田・復興WGは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 首里城復日・復興に向けた諸課題の分析及び検討に関すること。。
- (2) 首里城復興基本計画等の策定及び実施に関すること。
- (3) 推進本部への報告に関すること。
- (4) その他首里城<mark>復旧・</mark>復興に向けて必要な事項に関すること。。

(リーダー及びサブリーダー)。

第3条 <mark>後田・復興 WG に、リーダー及びサブリーダーを置き、それぞれ<u>土木建築部参事(首里城復興担当)</u>特 命推進課長及び首里城復興課長都市公園課長をもってあてる。。</mark>

(組 総)

- 第4条 <mark>後日・</mark>復興 WG に、別表左欄に掲げる検討グループを置く。なお、業務の必要性に応じ、検討グループ を追加置くことができるものとする。。
- 2 各検討グループは別表中央欄に掲げる課で構成し、分掌事務は別表右欄のとおりとする。
- 3 各検討グループのサーダーは、必要に応じて、他課又は関係機関に応援を要請することができる。。

(復旧 + 復興 WG 会議) →

- 第5条 <mark>後田・</mark>復興 WG は、情報共有、対策方針の検討を行うため、<mark>後田・</mark>復興 WG 会議(以下「WG 会議) という。)を開催することができる。。
- 2 WG 会議は、リーダーが招集する。
- 3 WG 会議は、リーダーが主宰し、その都度必要と認めたメンバーで開催することができる。。
- 4 リーダーは、メンバーのほか、必要があると認める者の出席を求めることができる。 $_{+}$

(庶務)。

第6条 WG会議の庶務は、首里城復興課特命推進課において処理する。。

(委任)。

第7条 この要綱に定めるもののほか、後日・復興WGの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。。

附 則。

- この要綱は、令和元年11月7日から施行する。。
- この要綱は、令和2年5月14日から施行する。。
- この要綱は、令和3年6月9日から施行する。
- この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

※削除。

\別表(第4条関係)。

WG名→	課名↓	分掌事務。
A	(○はグループ長)。	٥
防火対策検討G。	○都市公園課。	①火災の再発防止に関すること。 🖟
	文化振興課。	
	文化財課。	
	防災危機管理課。	
文化財等検討G。	○都市公園課。	① 美術工芸品の修復・復元に関すること。。
	文化振興課。	② 展示・収蔵庫のあり方に関すること。 🖟
	文化財課。	
歴史まちづくり検討	○特命推進課。	① 首里地区のまちづくりに関すること。 🖟
G ₽	都市公園課。	② 首里地区の交通に関すること。 🖟
	文化振興課。	③ 32軍司令部壕の活用のあり方に関すること。。
	女性力・平和推進課。	
流球文化継承・振興	○特命推進課。	① 琉球文化の継承、振興に関すること。。
検討G。	文化振興課。	
	観光振興課。	
	ものづくり振興課。	
復旧推進検討G。	○都市公園課。	① 城郭内復旧の推進体制等に関すること。
	特命推進課。	② 基金(寄附金)の執行に関すること。 🕫
	文化振興課。	
	ものづくり振興課。	
	森林管理課。	
復興財源検討G。	○特命推進課。	① 企業版ふるさと納税に関すること。。
	都市公園課。	② 各種復興財源の検討に関すること。
	文化振興課。	③ 次期振興計画の位置づけに関すること。
	企画調整課。	
誘客対策検討G。	○都市公園課。	① 復元過程の段階的公開に関すること。
	観光振興課。	②復興イベントに関すること。」
	文化振興課。	③ 観光振興に関すること。 -
	特命推進課。	